

【2014年3月5日発行】

---

---

■ 厚労省人事労務マガジン／第42号 ■

---

---

目次

---

【トピックス】

1. 高年齢者がいきいき働ける職場づくりの事例を募集中  
～ 平成26年度「高年齢者雇用開発コンテスト」～
2. 福島県の一部市町村で延長してきた労働保険料などの申告・納付期限を  
3月31日までとしました

【厚生労働省からのお知らせ】

◆現在の雇用失業情勢

---

【トピックス1】高年齢者がいきいき働ける職場づくりの事例を募集中  
～ 平成26年度「高年齢者雇用開発コンテスト」～

---

厚生労働省では、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との共催で、平成26年度の「高年齢者雇用開発コンテスト～生涯現役社会の実現に向けて～」を実施します。

このコンテストは、高年齢者雇用の重要性についての国民や企業の理解促進と、高年齢者がいきいきと働くことのできる職場づくりのアイデアの普及を目的として毎年開催しています。

コンテスト開催に当たって、高年齢者が働きやすい職場づくりの事例を募集しています。応募事例のうち、特に優れたものは、10月の「高年齢者雇用支援月間」中に表彰する予定です。

高年齢者が働きやすい職場づくりに取り組む事業主の皆さま、ぜひ、ご応募ください。

〈募集期間〉6月10日（火）まで（当日消印有効）

【報道発表資料】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000037062.html>

【（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ】

（応募様式などの詳細情報）

[http://www.jeed.or.jp/elderly/activity/festa/h26\\_koyo\\_boshu.html](http://www.jeed.or.jp/elderly/activity/festa/h26_koyo_boshu.html)

（ご相談・応募書類の受付窓口）

<http://www.jeed.or.jp/location/ks/index.html>

<参考>

高齢者を雇用するための雇用環境整備などを行った事業主には支援制度がありますので、ご活用ください。

[高齢者雇用安定助成金]

- ・ 高齢者活用促進コース

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/kounenrei\\_katsuyou.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/kounenrei_katsuyou.html)

- ・ 高齢者労働移動支援コース

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/kounenrei\\_idou.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/kounenrei_idou.html)

---

【トピックス 2】 福島県の一部市町村で延長してきた労働保険料などの  
申告・納付期限を 3 月 31 日までとしました。

---

厚生労働省では、東日本大震災の発生に伴い、福島県の 12 市町村で延長してきた労働保険料などの納付期限について、延長後の期限を平成 26 年 3 月 31 日（月）としましたので、お知らせします。

○適用地域：

〔福島県〕 田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、  
双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、  
双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

○納付期限：平成 26 年 3 月 31 日（月）

（労働保険料の申告手続きも同日まで延長）

○対 象：平成 23 年 3 月 11 日から平成 26 年 3 月 30 日までに納付期限が到来する

労働保険料など（※ 1）・障害者雇用納付金（※ 2）・社会保険料（※ 3）

- (※1) ・労働保険料、特別保険料  
・石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金
- (※2) 対象地域に主たる事務所の所在地がある事業主が対象
- (※3) ・厚生年金保険料  
・全国健康保険協会の管掌する健康保険料  
・船員保険料  
・児童手当拠出金など

なお、3月31日までの納付が困難な事業主は、申請によって申告・納付期限が延長される場合があります。

詳しい内容は、事業所の所在地を管轄する、それぞれの窓口までお問い合わせください。

- ・労働保険料 : 都道府県労働局または労働基準監督署
- ・障害者雇用納付金 : 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ・社会保険料 : 年金事務所

【労働保険料の免除・猶予についての詳細】（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shinsai.html>

【社会保険料の免除・猶予についての詳細】（日本年金機構ホームページ）

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/info/detail.jsp?id=492>

---

【厚生労働省からのお知らせ】

---



現在の雇用失業情勢



2月28日に公表された1月の完全失業率は前月と同水準の3.7%、有効求人倍率は前月より0.01ポイント改善し、1.04倍となりました。

このように、雇用情勢は一部に厳しさが見られるものの、着実に改善が進んでいる状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201401.pdf>

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000037969.html>

- 
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
  - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
  - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
  - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
  - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
  - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
  - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
  - 携帯メールなどには対応しておりません。
  - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
  - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-